

う。

負債の相続については、
 (1) 国又は公共団体の負債については、通貨、保険、郵便貯金、年金、地方的公債などに関する日本側の負債が領土継承国の負担となり（従つて日本側にある準備金などは同時に移転する。）、
 一般的公債、恩給などは引続き日本の負担となる（イタリア平和条約第十四附属書の原則）ことになるのが普通であるが、このうなると断定しがたい。

(2) 私人の負債については、私有財産の処分のうちにくまれて、債権債務が相殺され、残る積極的財産が、賠償の名義で処分されることになる、考えられるので、問題は起るまい。

≡ 政治條項

(一) 政治上の制限

イタリア平和条約第十五條に相当する規定が、換言すれば、日本の新憲法の基本原則を繰り返した規定がおかれよう。これによつて、日本は、占領管理中に行つた改革を、憲法の改正その他の方法によつて、改める自由を拘束されると同時に将来における国家活動の基準とさせられるであろう。

イタリア平和条約第十五條

「イタリア国は、イタリア国の管轄権の下にあるすべての者に対し、人種、性、言語又は宗教に関する差別なしに、人権並びに思想表現の自由、出版及び公表の自由、宗教的礼拝の自由、政治的意見の自由及び公然の集会の自由をふくむ基本的自由の享有を確保するため、必要な一切の措置をとらなければならない。」

日本は、対イ平和條約第十五條にいう民主化のために必要な一切の措置は、とつてしまつてゐるから、條約ですでにとられた政治、教育、社会、経済等の日本の民主化に関する根本的な措置の効果を確保する趣旨の一般的な規定は、必ず置かれるであろう。

なかんずく、日本の民主化を目的とする制限として、(一)軍事的諸団体の復活の禁止(二)戦争犯罪人及び追放者に対する措置の維持(三)労働条件及び社会保険制度の国際水準維持、並びに労働者の団結権の保障、労働組合の発展の援助、(四)財閥の解体、過度の経済力集中排除及び独占禁止等の確保(一九四九、一二、一)國務省言明(五)農地改革制度の維持等を目的とした規定が、置かれる可能性がある。

(二) 朝鮮の独立の承認

朝鮮の主権及び独立尊重の規定が設けられることは、間違いない。これに伴う政治、経済、財政上の規定は、原則的なものは、

條約にはいり、他は、附屬書の形となるものと考えられる。なお韓国は、対日平和條約の原署名国となることを主張するかも知れないが、これは実現しないであろう。

(三) 中国における特殊権益の放棄

杭州、蘇州、漢口、沙市、天津、福州、厦門及び重慶における專管租界、上海及び厦門にある共同租界、関東租借地に関する特殊権益を放棄させられる。

(四) 條約の処理

国際條約については、原則として効力に関する規定は設けられないで、当然に復活する。但し特定のものについては連合國側の改廢を承認させられる。国際連盟等の清算に関する條約がこれである。また政治的な意味をもつ多数國間條約については、日本がそれらの條約上の権利を放棄するという規定が置かれる。すなわち、団び事件解決諸協定(一九〇一、九、七)、委任統治地域(

日本が受諾国でないもの。一に對する權利、一九一九年九月十日のコンゴ盆地條約、一九三六年七月二十日のモントルー海峡條約及び一九二〇年二月九日のスピッツベルゲンに關する條約から生ずる權利は、すべて放棄することにならう。

連合國との二國間條約は、原則として廢棄されたものと認められる。但し連合國は六カ月以内に、その希望する條約を通告することによつて、その効力を復活させることができる。(以上イタリア平和條約二十四、二十六、三十九、四十四條)

四 軍事條項

ポツダム宣言第十一項、対日基本政策、日本非武装化條約案、カシハラ會議決議及び一九四九年六月十日米國政府声明などによつて明かなように、陸海空軍の再建禁止、警察力の制限、並びに軍需品の生産輸入、軍事教育研究及び外國に於ける軍事關係行為の制限禁止などが規定されると考えられていた。

しかし、^{最近}米國では、日本の再軍備禁止の條項をもうけないといつてゐる。(一九五〇、九、一五、米國政府ブレイン)これは米國の基本的主張の一つで強硬に主張するであらうから、平和條約でも再軍備を禁止する積極的規定ははげしい可能性が大きい。

日本人捕虜及び抑留者については、できるだけすみやかに送還する旨の規定が置かれよう。(イタリア條約第七十一條)。ソ連は日本人捕虜及び抑留者の送還は終了したといつてゐる。

送還費用は、わが國の負担とならう(イタリア條約第七十一條)。

一九四六、一二、一九在ソ邦人引揚に関する米ソ協定)。
 捕虜の給養費は、賠償とは別途に請求される可能性がある(カン
 ベラ会議決議、中伊協定)。
 イタリア條約では、連合国は給養費の請求を規定していない。米
 国は、イタリア國捕虜の送還の際に生じた給養費を含むすべての費
 用を放棄することを約束した(一九四七、八、一四、ある戦時請求
 権等の解決に関する米伊間了解覚書)。

三 經濟條項

一 經濟上の制限

經濟上の制限としては、潜在的軍事能力を奪うための産業制限
 は課されないであろう。米国は經濟上のなんらの制限も設けるこ
 とを考えていないといわれている。(九月二十一日ニューヨーク、
 タイムス、ハミルトン)しかし、濠洲、比島、ニュージラランド
 は、日本の經濟の発展に対してなんらかの制限を設くべきことを
 主張するであろうから、結局米国も獨別的に、航空機、船舶及び
 特定の兵器製造等についてはある程度の制限を設けることに譲歩
 するかもしれない。

移民及び海外企業については、各国の国内事項の問題として残
 し、平和條約では、なんらの規定も置かれなぬであろう。

(二) 賠償、返還、占領費及び日本の請求権
(イ) 賠償

ポツダム宣言は、「日本国は、その経済を支持し、且つ公正なる実物賠償の取立を可能ならしむるがごとき産業を維持することを許さるべし」と規定している。対日基本政策は、「賠償は、現存の日本国の資本設備及び施設又は現存の若しくは将来生産されることのある日本国の貨物であつて、極東委員会の掲げた方針に基き又は委員会の付託條項に従つてこの目的のため利用されるべきものの引渡によつて、日本国から取立てられなければならない」と規定している。また一九四九年六月十日の米國政府声明は、日本がすでにその在外財産を賠償として取り立てられた旨を述べている。これらの点から考えて、賠償支拂の源泉としては(一)国内の施設(二)年次生産物(三)在外財産が考えられる。(三)については次にのべる。

賠償が支拂われると、日本は、日本領域外で起つた連合国及び連合国人の戦争に基く損害で、日本の責に帰すべきものから免責される(イタリア平和條約第八十條)。
(四)施設による賠償

平和的経済に必要でないとは判定される施設は、賠償として撤去することとなり(ポ宣言、対日基本政策)、一九四九年十月までの平時の日本経済の必要としなない施設の量も一応の決定を見(一九四七、八、一四、極東委員会決定)、且つその一部積出も行われた。しかし關係国間における賠償の配分が決定しなため、米國は、すべての賠償の引渡の停止と、残存軍需施設の平和目的への利用とを主張し、總司令部は当時進行中であつた三割前渡計画を事実上停止するにいたつた(一九四九、五、二マッコイ声明、同六、一〇米國政府声明)。この主張に対して特にフィリピンは強く反対して賠償取立を

断念してはいない（一九五〇、二、一八マニラUP電一九五〇、九、一九キリノ大統領談話）。しかし、既撤去施設以外の施設は、原則として撤去を免れる可能性が多い（一九四九、一、二四西独政府と米英仏三国間の協定参照）。

(2) 年次生産物による賠償

イタリア條約でも、対日基本政策でも規定された。しかし先のべた米国の態度から推してこの種の賠償を免れる可能性がある。英国も同様の考であると伝えられている。（一九五〇、五、二〇ロンドンUP）

(4) 在日連合國財産とりやく奪物件の返還

賠償によつて免責されないものとしては(一)日本における連合國財産の返還及び(二)りやく奪物件の返還がある。そのいずれについても、終戦後占領軍による処理が進んでいるので、平和條約では、従来行われた返還の確認と将来の打切が規定される可能性が強い。

(5) 占領費の負担

占領軍の費用は、日本国内において要すると占領軍の本國において要するとを問わず、原則としてすべて日本政府が負担する建前がとられよう。日本から分離すべき地域における占領費が日本の負担とされる可能性もある（以上対日基本政策第四部経済関係、イタリア條約第七十六條第四項、ライン地域軍事占領に關する條約第六條、ヴェルサイユ條約第二四九條、カンベラ會議決議、阿波丸協定附屬了解事項）。

但し、日本円で支拂つたものを除いて賠償によつて免責される項目に含ませられる可能性がある（一九四六年パリ賠償協定）。また平和條約後に、個別協定で実質上権利ないしは差引かれる可能性もある（一九四七年八月木伊協定）。

(6) 日本による請求権の放棄

(1) 日本は、戦争に起因するすべての対連合國請求権を放棄する。

請求権は支那事変開始期以降に、九一五の
め投資要開始期とされる。場合に上つては満洲事変まで
かのぼるかも知れない（イタリヤ條約第七十六條第一項は一
九三九年九月一日にさかのぼらせている。）

- (2) 日本と外交関係を断絶した連合国に対する請求権も放棄する
（イタリヤ條約第七十六條第三項）。
- (3) ドイツ、イタリヤに対する請求権をも放棄する（イタリヤ條
約第七十七條第四項）。

日財産、権利及び利益

(1) 日本が外国にもつていた財産

連合国は、自国の領域内にあり且つ日本国又は日本国民に属
しているすべての財産、権利及び利益を差し押え、留置し清算
する措置をとつており、この財産又は売得金は、その国が日本
に対して有する請求権の範囲内で自由に処分しうることとなる
う。

実際問題として、自国の軍隊を使つて日本と交戦した諸国に
おいてはこの請求権が多額となるので、返還される財産は、ほ
んどないであろう。もつともイタリヤの場合には米伊間の協
定によつて、米国にあつたイタリヤの財産の一部は返還された
ものの上である（戦時請求権の解決に関する米伊了解）。そ
れ以外の交戦国では、多少返還される財産があるかも知れない。
中立国にある日本の財産も連合国又は中立国の債権の弁済に

充当される可能性がある。(在スイス独資産の処分に関する米英仏及びスイス間協定)。

外交上、領事上の用途に於ていられた固有財産、戦時中戦後を通じて当該国に居住を許された自然人の財産等は返還される可能性がある。(イタリア平和條約第七十九條)。

㊦ 金銭債務及び契約

戦前の金銭債務は戦争によつて影響をうけない。従つて外債等も償還を要する(以上イタリア平和條約第八十一條。米伊協定)。但し日本の外債のうちには割譲地域にある資産を担保物件としたものを政府が肩替りして担保を解除したものがあり(東拓債及び台湾電力債)、これらは将来関係国間で解決されるべき問題である。

四 経過期間に関する規定

平和條約が実施されても、通商條約が締結されて、正常な国際

経済關係が開始されるまでは時間がかかるので、それまで相互にいかなる待遇を與えるかを規定する。

イタリア平和條約第八十二條は相互主義の下に次の待遇を與えることを規定している。

(1) 輸出入に関する関税、課金その他の事項につき無條件最惠国待遇及び無差別待遇

(2) 日本国内における連合国人の商工業その他の経済活動につき内国民及び最惠国待遇

但し、いづれも戦前^{イタリヤ}日本が締結していた通商條約に通例含まれていた例外に従う。

六 條約履行の保障

日本が平和條約を履行することを保障するため、従来、極東委員會構成国による特別の委員會を設置する案、(一九四七、六、二六マ元帥声明、一九四七、九、二、カンベラ會議決議)、國際連合による監視案(マ元帥)、米、英、中、ソ四国による監視案(一九四七、五、二二、王外交部長談)などのいろいろな案が論議されたが、平和條約が政治的、軍事的及び経済的に詳細な制限的規定を殆んど含まないものとなれば、特に條約履行のための監視機構の設置の必要はない。従つて、監視機構に関する規定が置かれる可能性は少くなる。

米國としては、この種の監視機關を置かないことを希望するであろうし、英連邦諸國も一九五〇年五月の運営委員會では、監視機關の設置を主張した國はなかつたと伝えられている。しかし、比島、濠洲、ニュージールランドはこの点についてなお不安を有するものと

考えられるので、結局イタリア平和條約第八十六條程度のもの(ロイマ駐在大使に監視とはゆかない軽い権限を認めている)に落つく可能性が強い。

安全保障

米軍部隊の日本駐屯を可能にする日米協定が締結されることにな
る。一九五〇、九、一五、米政府ブレティンはこの両国間協定の
みに言及し平和條約との関連を明かにしていないが、平和條約は、
日本の安全保障に関し、連合国が日本の領土保全を保障する程度
の原則的規定を置いて日米間協定に根拠を與えるであろう。

14.
後和条約前トあるイタリヤの主権回復と其ノ國際關係ノ

昭和二十三年十月一日

平和條約前における

イタリアの主権回復と正常國際關係への復帰

外務省條約局條約課

今次大戦における降伏後のイタリアの地位は、対独戦遂行上連合國と共同交戦國の關係にあつた点において、終戦後の日本の地位とは、根本的に異なるものがある。しかしながら敵対行爲の終止から平和條約の締結までに長い期間を経過し、その間に生じた諸種の不便を解決するため、從來の國際通念に反して平和條約をまたず、實際の必要に應じて除々に正常狀態への復帰を實現して行くこととなつた経緯は、終戦後特に最近における日本の事情と共通する面がある。この意味で、イタリアの先例は参考となる点が尠くない。

現在入手し得る限られた資料を綜合して作成した本調査は、当課吉良官補の稿になるものである。

昭和二十三年十月

條約局條約課長